

令和2年度「大和高田市地域振興券」

取扱店募集要項

令和2年度「大和高田市地域振興券」

取扱店募集要項

1. 地域振興券の発行概要

商品券名称 「大和高田市地域振興券」

発行者 大和高田市

発行冊数 64,100冊

◆1冊「500円券×4枚（限定券）と1,000円券×3枚（共通券）の7枚綴り」額面5,000円分

取扱店負担 負担なし

振興券有効期間 令和2年11月1日（日）～令和3年1月31日（日）

振興券換金期間 令和2年11月2日（月）～令和3年2月15日（月）

その他 他店での転用及び、未使用振興券の直接換金は禁止します。
おつりはできません。

2. 振興券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用振興券の直接換金は禁止します。
- (2) 振興券は物品の販売または役務の提供（※1件の支払いが5万円以内のリフォーム・修理も可）などの取引において利用可能です。
- (3) 振興券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から振興券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して振興券のみを受取りください。
- (7) 綴りから切り離された振興券は原則使用できませんが、お客様が綴りを持っており、振興券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できます。
- (8) 振興券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、あらかじめお客様が認識できるように、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、振興券使用上限額などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) 利用期限を過ぎた振興券は受取らないでください。利用期限：令和3年1月31日（日）
- (11) 振興券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(大和高田市)は責任を負いません。

3. 振興券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・振興券の交換又は売買
- ・当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- ・その他この振興券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

大和高田市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記3.【振興券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 大和高田市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この募集要項に同意の上、別紙の「取扱店 申込書」に必要事項を記入下さい。

なお、店舗形態によって取扱可能な振興券が異なります。下記条件をご確認ください。

◆500円券（限定券）及び1,000円券（共通券）どちらの振興券も取扱可能な店舗条件

①個人事業主の方、もしくは ②法人で、大和高田市内に本店を置く事業主の方

◆1,000円券（共通券）のみ取扱可能な店舗条件

③法人で、大和高田市外に本店を置く事業主の方

条件をご確認いただき、下記いずれかの方法にて「大和高田市地域振興券コールセンター」へ申請してください。（大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請してください。）

1、FAXで申請：**0570 - 029 - 185**

2、郵送で申請（郵送の際、郵便料金は店舗にてご負担願います。）

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル6階

(株式会社KNTビジネスクリエイト内)

「大和高田市地域振興券事業コールセンター」係宛。

(2) 登録期間

令和2年8月7日（金）～ 11月30日（月）まで

※8月31日（月）までに申し込みいただきました事業者様については、利用者に配布する取扱店舗一覧のチラシ（印刷分）に店舗名を記載いたします。

(3) 登録

登録申請のあった事業所については審査を経て、取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター」、「取扱店表示ステッカー」「振興券（見本）」、「換金ツール」、「パンフレット」等を後日配付します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

(1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)

(2) 使用される振興券は、事務局が事前に配付する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否するとともに、速やかに警察へ通報していただくとともに、大和高田市地域振興券事業コールセンターまでご連絡をお願いします。振興券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。

※特に綴りから切り離された商品券は偽造の可能性が高くなります。振興券には偽造防止措置が施されていますので、注意して受付してください。

(3) 取引により振興券を受取ったときは、券裏面に「受領店舗印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

7. 換金手続きについて

(1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【換金受付期間：令和2年11月2日(月)～令和3年2月15日(月)】

- ・ 使用済振興券と換金用伝票を同封の上、換金用レターパックにてご郵送ください。
- ・ 使用済振興券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・ 使用済商品券受付後、下記のスケジュールを目途として指定口座に入金いたします。

受付期間	入金日
・ 11月 2日(月)～11月13日(金)	→ 11月30日(月)
・ 11月16日(月)～11月30日(月)	→ 12月15日(火)
・ 12月 1日(火)～12月15日(火)	→ 12月25日(金)
・ 12月16日(水)～12月25日(金)	→ 1月15日(金)
・ 1月 4日(月)～1月15日(金)	→ 1月29日(金)
・ 1月18日(月)～1月29日(金)	→ 2月15日(月)

《最終受付》令和3年2月1日(月)～2月15日(月)→令和3年2月26日(金)

【使用済振興券 郵送先】

後日、「大和高田市地域振興券換金マニュアル」にてご案内させていただきます。

◆最終受付は、令和3年2月1日(月)～2月15日(月)です。

◆換金請求期間は、令和2年11月2日(月)～令和3年2月15日(月)までとします。

期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

◆（土）、（日）、（祝）及び12月28日～1月3日の年末年始はお休みとさせていただきます。

(2) 詳細な振興券の換金方法は、後日、「大和高田市地域振興券換金マニュアル」に掲載させていただく予定です。

(3) 換金用伝票と振興券の枚数が合わない場合は、大和高田市地域振興券事業コールセンターから取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、振興券の枚数をご確認のうえ伝票に記入し郵送ください。

※振興券控に記載のナンバーが必要となることがあります。換金請求した振興券控を、お手元にて保管頂きますようお願いいたします。

8. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と大和高田市が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

●大和高田市地域振興券コールセンター事務局（平日午前9：00～午後17：00）

電話：0570-666-313

FAX：0570-029-185

※コールセンターは令和2年8月17日（月）～令和3年2月16日（火）までの開設となります。

※（土）、（日）、（祝）及び12月28日～1月3日の年末年始はお休みとさせていただきます。